

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした、雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）による高年齢雇用継続基本給付金（以下「基本給付金」という。）に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

（1）請求人は、A県B町所在のC会社に入社し、平成○年○月○日付けで雇用保険被保険者資格を取得し、平成○年○月○日に満60歳に達した。

（2）請求人は、平成○年○月○日、公共職業安定所（以下「安定所」という。）へ出頭し、高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書（以下「支給申請書」という。）及び雇用保険被保険者60歳到達時等賃金証明書を提出して、基本給付金を平成○年○月分まで遡って受給したい旨申し出たが、安定所長は、平成○年○月から○月までを支給対象月とする支給申請書を受理した。

その後、請求人は、平成○年○月○日に安定所へ出頭し、平成○年○月分から平成○年○月分までの支給申請書や、請求人の作成した「高年齢雇用継続給付申請の理由」等を提出した。

（3）安定所長は、請求人が平成○年○月○日から同年○月○日まで通勤災害によって休業し、職場復帰後は平成○年○月○日から平成○年○月○日までの間、軽作業に従事していたことも勘案して、平成○年○月○日付けで請求人に対して、本件基本給付金に関する処分を行ったところ、請求人は、この処分を不服として雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官

は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、安定所長が平成○年○月○日付けで請求人に対してした、基本給付金に関する処分が妥当と認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 申請期限の徒過について

ア 請求人らは、基本給付金の制度や手続について行政側の周知啓発が不足しており、請求人が申請手続を行っていなかったのは制度・手続を知らなかったからであって、申請期限の徒過について天災その他提出しなかったことについてやむを得ない理由があるときに該当する旨、また時効期間の計算については、請求人らが制度を了知し、申請をなし得べき状態となった時点から起算すべきであるなどと主張する。

イ しかしながら、これらの請求人らの主張は、結局のところ、法の不知について何らかの救済を求めるものであり、当審査会としては採用できない。

なお、当審査会で関係資料を精査するに、原処分庁を始めとして行政側が制度の周知・啓発について、行政の裁量の範囲を著しく逸脱してこれを怠っていたとは言い難いものであり、行政側の周知啓発が不足していたとの主張についても、当審査会としては採用できない。

ウ なお、法第61条は、支給のための実体的要件を示した規定ではあるが、同条の要件を充足したとしてもそれだけでは基本給付金の支給を受ける権利が発生するものではなく、支給を受ける権利は、申請手続を定める規定に従

って支給申請手続を経た上で、行政処分により発生すると解するのが相当である。

基本給付金の具体的な申請手続については、法第61条又は法第82条の規定により規則第101条の5等に委任されており、当審査会としても、規則に定める申請期限を徒過しているときには、基本給付金の支給を受ける余地はないものと判断する。

(2) みなし賃金日額について

ア 次いで請求人らは、法第61条に規定するみなし賃金日額について、事故前6か月の賃金総額を180で除した上に、更に100分の70を掛けた金額を賃金日額とすることには法的根拠がないと主張する。

イ みなし賃金日額の計算をみると、安定所長は、請求人に算定対象期間の全期間において通常の賃金が支払われなかったとして、本来の算定対象期間中に支払われた賃金と事故前6か月の賃金の100分の70とを比較し、後者を基礎として請求人のみなし賃金日額を算出している。

上記の取扱いは、法第61条第4項及び平成7年労働省告示第40号第6条に基づくものであり、法第17条の規定に基づく賃金日額の計算方法を踏まえた、確定した行政運用に基づくものであることが認められる。

ウ 上記イの行政運用については、法が、みなし賃金日額について、被保険者が60歳に達した日を受給資格者の受給資格に係る離職の日とみなして、「法第17条(第3項を除く。)の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額」とする(法第61条第1項)ことを原則としていることに照らすと、当審査会としても妥当な運用であると判断するものであり、この行政運用に則して安定所長によって決定された本件みなし賃金日額については、当審査会としても妥当なものと判断する。

(3) その他不支給決定等について

その他当審査会において、安定所長の処分について、法第61条に規定する受給要件への該当性、支給額等の処分内容を精査したが、安定所長の処分は妥当であって、取り消すべき理由は見当たらない。

なお、平成○年○月分の雇用月賃金額が60歳到達時等賃金月額74.75%であるとする、計算される基本給付金の額は、雇用月賃金額の0.29%に相当する額ではなく0.22%に相当する額となるが、いずれにしても法第

17条第4項第1号に掲げる額の80%に相当する額を超えるものではないから、同月分の基本給付金を不支給とした安定所長の処分に影響を与えるものではない。

- 3 以上のとおりであるから、安定所長が平成○年○月○日付けで請求人に対してした、基本給付金に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。